利用上の注意事項

注：１　「農業経営改善計画」とは、農業経営基盤強化促進法第12条第１項に規定されるものをいう。
また、「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法第13条第１項に規定する者をいう。なお、「認定農業者数」は、農業経営改善計画認定数及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計としている。

２　営農類型の分類は、農業センサス等で用いられている「農業経営組織別分類」に準じた。
(1)　「単一経営」とは、経営体毎の農産物販売金額１位の部門（作目）の販売金額が、農産物総販売金額の80％以上を占める経営をいう。
(2)　「複合経営」とは、経営体毎の農産物販売金額１位の部門（作目）の販売金額が、農産物総販売金額の80％に満たない経営をいう。
(3)　「工芸農作物」とは、さとうきび、たばこ、茶、てんさい、こんにゃくいも、なたね、いぐさ、ホップ、ごま、はっか、じょちゅうぎく、ラベンダー、薬用作物などの作物をいう。
(4)　「その他の作物」には、芝、種苗、栽培きのこ類（施設栽培を含む）、桑葉、牧草等の販売を含む。
(5)　「その他の畜産」には、養蚕、馬を肥育しての販売、めん羊、やぎ、うさぎ、うずら、その他の毛皮獣及びミツバチの飼養等の販売を含む。

３　「法人」には農業生産法人以外の法人、法人化することが確実として認定された組織経営体を含む。

４　「特例有限会社」とは、18年５月１日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後、商号の中に「有限会社」を用いて存続している株式会社をいう。

５　「共同申請」とは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）による共同申請（例：①夫婦、②世帯主とその子、③夫婦とその子等）の数である。

６　「年齢」とは、農業経営改善計画認定申請書に記載された年齢であり、法人又は共同申請による農業経営改善計画を除く。

７　「ブロック」の区分は、次のとおりである。

ブロック名	所　属　都　道　府　県　名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

８　合計と内訳は、ラウンドの関係で必ずしも一致しない。
また、構成比については、原数により算出している。